

猫のフン尿被害について**①現状**

- ・猫のフン尿の被害が散見されています。
- ・当地域で、飼い主のいない猫に無責任にエサを与えている人がいます(置きエサ・エサのばら撒き)

**②やってほしいこと（お願い事項）**

- ・エサを与える行為は法律で禁止されていませんが、エサをあげている人は、食べ終わるまで待ち、食べ終わったらすぐにエサを片付け、フン尿の始末(トイレの設置)まできちんとしてください。
- ・不妊去勢手術をしてください。
- ・猫を飼っている人は外飼いをやめ、室内飼いを徹底してください。

③やってほしくないこと（気をつけてほしい事項）

害虫や悪臭が発生したり、カラスが来るなど不衛生のため

- ・置きエサ、エサのばら撒きをやめて、食べたら回収してください。
- ・エサやり後の猫のフン尿の放置をしないでください。

大野城市では、飼い主のいない動物への無責任なエサやり(置きエサ・エサのばら撒き等)を迷惑行為と定め、禁止しています。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

(飼い主のいない猫を減少させるための地域猫活動は除く)

【発信者】・大野城市役所(循環型社会推進課)
・つつじヶ丘区

電話番号 092-580-1887
電話番号 092-596-0027

裏面もあります

動物の遺棄、
動物への虐待は、

犯罪です!

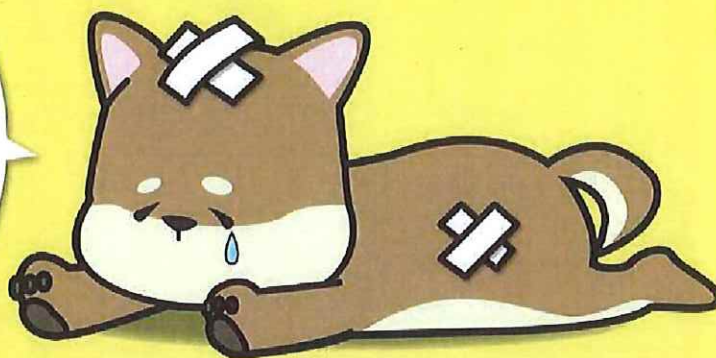
※動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、罰則が強化されました。

殺傷は

2年以下の懲役
または200万円以下の罰金

改正後

5年以下の懲役
または500万円以下の罰金



遺棄・虐待は

100万円以下の罰金

改正後

1年以下の懲役
または100万円以下の罰金

動物は責任を持って
最後まで飼いましょう!



福岡県保健医療介護部生活衛生課・保健福祉(環境)事務所